

都市計画道路本町通り線（鈴谷2工区）事業認可取得に伴う説明会 摘要録

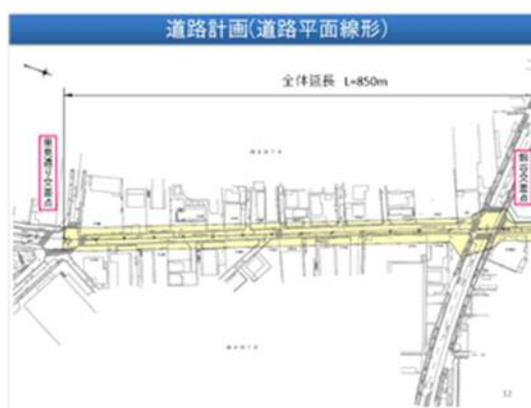
- 1 開催日時 平成30年10月31日（水） 午後7時～午後8時
- 2 開催場所 鈴谷公民館 大会議室
- 3 配布資料
 - 「次第」
 - 「説明会資料」
 - 「さいたま市道路整備計画（第2期）」
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 職員紹介
 - 4 説明
 - (1) 道路整備の必要性について
 - (2) 事業認可について
 - (3) 事業認可に伴う制限について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) 用地測量について
 - (6) 用地買収の流れについて
 - 5 質疑応答
 - 6 閉会

5 摘要

【鈴谷交差点の整備範囲について】

Q. 資料6ページの整備後イメージ図が左右対称に道路が広がるのに対し、資料12ページの道路計画平面図の鈴谷交差点部分が左右非対称になっているのは、なぜですか？

A. 資料6ページの整備後の図の交差点部分は、本町通り線と国道463号が直角に交わっているイメージですが、資料12ページの平面図は、現況を示した図となっており、道路の拡幅が必要な範囲は、道路の交差する角度により変わるため、(直角に交わっていないため)左右対称とはなっていません。



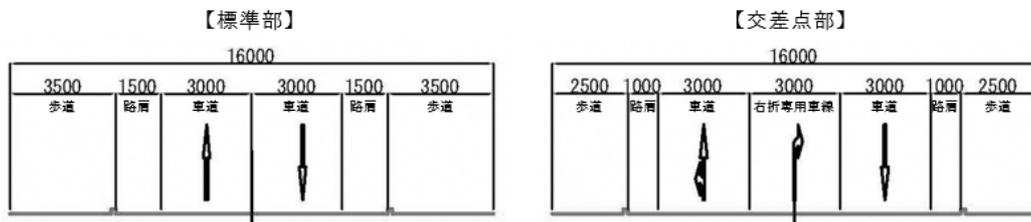
【街路樹について】

Q. 街路樹は、整備されますか？

A. 整備後の道路は、必要となる車道・路肩・歩道で構成され、幅員は16mとなります。

なお、植樹帯を作る幅が確保できないため、植樹帯は設けない予定です。

《横断図》



標準部・交差点部断面図

(今後、関係機関協議等で変更することがあります。)

【自転車道について】

Q. 自転車道は、整備されますか？

A. 計画では、路肩部分を利用し自転車の通行空間を設けて、自転車と自動車の混在通行する道路となります。自転車の通行部分には、青い矢羽根形状の路面標示を設置する予定です。

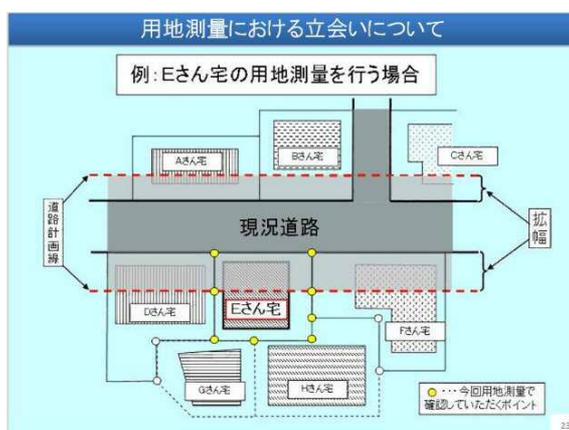


矢羽根形状の路面表示を設置した事例

(説明会時未掲載)

【用地測量について】

- Q. 用地測量の立ち合いを行う場合は、隣接者全員と一緒に、立ち合いを行うのですか？
- A. 権利者様と隣接者様のご都合が合うようであれば、一緒に立ち合いをお願いすることとなりますが、ご都合が合わないようであれば、それぞれ別の日時に、さいたま市が立ち合いの下で、同じ境界点を確認していただくことになります。



例) Eさん宅の境界を確認する場合、Dさん、Fさん、Gさん、Hさんにも、立会をお願いすることになります。

【整備スケジュールについて】

- Q. 整備スケジュールが遅れる要因は、何が考えられますか？
- A. 事業用地の取得が進まず、道路整備時期が遅れが生じる場合があります。また、用地取得した箇所が点在する場合も、道路工事の特性上、連続性が確保されず、工事を行うことができないため、整備スケジュールが遅れる可能性があります。

今後のスケジュール								
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
用地買収	-	→					用地買収終了	
内 容		用地測量 物件調査	物件調査 用地買収	物件調査 用地買収	物件調査 用地買収	用地買収		
工 事	-	-	-	-	→			
内 容					交差点 整備	道路整備	道路整備	道路 整備
その他	事業計画 説明会	詳細設計						供用開始

今後のスケジュール
(用地買収等が順調に進捗した場合のスケジュールです)

【補償額・土地代金について】

Q. 補償額・土地代金はどのように算出しますか？

- A. 補償額は、構造物の材質や対応年数などを補償基準に照らし合わせて、算出しています。
土地評価に関しましては、画一的に行い、公平性に欠けることの無いように、算出しています。
なお、補償額・土地代金につきましては、年度毎に見直しを行います。

Q. 個別の交渉や説明では、個人差が出るように思えます。工事を予定通りに進めるためには、個別の交渉や説明ではなく共通認識を持てるような機会をつくってほしい。

- A. 補償の対象物や取得用地の大きさが、個人により異なるため、個別の交渉や説明を行います。個人により、補償基準や算出方法に違いが生じることは、ございません。また、交渉によって、補償額・土地代金が変わることも、ございません。